

練馬区立大泉中学校いじめ防止基本方針

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の生徒にも起こりうるものあり、全国的に深刻な状況が続いている。従って、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深める。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行 平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2章第13条の規定「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学大臣決定）及び東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日 東京都教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

II 大泉中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校における対応はいじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為であることを重視し、本校生徒全員が尊厳を保持し、健全で全人格的な成長を遂げるために、全職員が一丸となっていじめの防止やいじめの早期発見及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることを目的とする。

III いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものを言う。

いじめの内容例

- ・冷やかしかからかい、悪口や陰口など、嫌なことを言われる。
- ・集団によつての無視や仲間はずれ。
- ・軽くぶつかられたり、遊びと称して叩かれたり蹴られたりする。
- ・持ち物を隠されたり、壊されたり、盗まれたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいことを書かれたり、掲示されたりする。
- ・廊下などですれ違いざまに舌打ちをしたり聞こえるように嫌なことを言われる。
- ・インターネットやSNSを利用しての誹謗中傷の書き込みやグループでの嫌がらせ。 など。

IV いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。また、いじめを知り得た場合には、放置することなく担任や教職員、保護者、他の友達に知らせるなどして、素早い対応を促すようにする。

V いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の基、区、教育委員会、学校、地域は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校作り

○ いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

教職員は、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、いじめに取り組む基本姿勢である人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開し、学級活動、生徒会等による主体的な取り組みへの支援や道徳の授業などを通じて生徒がいじめは著しく人権を侵害し、人間として絶対に許されないことを自覚するよう1人1人に促す。教職員も「いじめは絶対に許せない」という自覚をもち、保護者や地域に伝えていく。

2 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動の促進

○ いじめられた生徒を守る。

いじめられた生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

○ 生徒の取組を支える。

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気を持って教員、保護者などに伝えた生徒を守りとおすとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

○ 学校が一丸となって取り組む。

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に任せることなく、教職員間の情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

4 保護者・地域・関係機関との連携した取組

○ 社会総がかりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合いなどをおして、生徒自身の心に規範意識を養う指導などにつとめるとともに、生徒をいじめから保護する必要がある。

また、いじめの情報を保護者や地域、関係機関が得た場合は、学校に速やかに連絡、相談など学校によるいじめの防止などの取組に協力するよう努める。

V 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、法第13条の規定及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」、「練馬区いじめ問題対策方針」に基づき、いじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「練馬区立大泉中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

① いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭（場合によってはスクールカウンセラー、心のふれあい相談員）、等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

② 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、当該事態に関わる事実関係を明確にするため、練馬区・練馬区教育委員会と連携し、速やかに「いじめ防止対策委員会」を中心として学校全体で調査を行う。

3 学校における具体的な取組

学校は練馬区・練馬区教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つ段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

① 未然防止

- ・ 「いじめは絶対に許さない」という意識を学校全体に高める。
- ・ 学校生活における生活規律、学習における学習規律を明確にし徹底する。道徳教育及び人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等により、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・ 人権標語や人権ポスターの作成、生徒自らいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 校内研修やOJTの充実等を通じた教員の資質の向上をする。経験の浅い教員については、主任・主幹教諭、場合によっては管理職による個別指導を行う。
- ・ インターネットやSNSによるいじめは、短期間で拡張するため、事件や事故を引き起こす恐れがある。保護者に危機意識を持たせモバイル管理やSNSに関しては大泉中ルールを参考として各家庭でのルールを確立するなど、強く協力を求めることで、インターネットやSNSによるいじめを防止するための指導を行う。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校・学年通信などを通じた家庭との連携・協力を強化する。
- ・ スマートフォンや携帯電話・コンピュータなどの健全な利用を指導するためのセイフティー教室などを実施する。
- ・ 生徒会によるいじめ防止活動や撲滅活動を実施する。

② 早期発見

- ・ 定期的にアンケート調査や教育相談を実施することで、早期のいじめの実態を把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすいよう体制を整える。
- ・ 日常的に、保健室の利用状況や遅刻・早退・欠席等の出欠状況に日頃から留意し、いじめに関するサインなどの観察に努める。
- ・ 休み時間に学年のフロアーにいることで、生徒を見守り、コミュニケーションをとることで信頼関係を構築し、その中で生徒観察をとおして、生徒の様子や交友関係の把握に努め、先回りの指導に心がける。
- ・ 心のふれあい月間を利用し、生徒の心の変化や行動の変化を早く察知し、学年、学校で対応する。
- ・ 保健室、相談室等の利用や電話相談窓口の周知による相談体制を整備する。
- ・ 全教職員によるいじめに関する情報の共有化。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報に耳を傾け集める。

③ 早期対応

- ・ いじめを発見したり情報を得た場合、特定の教職員が1人で抱え込まず、速やかに組織として対応するための連絡、報告の徹底。
- ・ いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全前を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒への指導を行う。
- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えるよう指導を行い、いじめを撲滅する取組を行う。
- ・ 保護者への支援・助言をすることで、いじめを解決する
- ・ PTA運営委員会、学年委員会などで、可能な範囲で情報を公開することで、保護者の理解と協力を求めていく。場合によっては保護者会の開催へつなげる。
- ・ 児童相談所、子供家庭支援センターなどの関係機関や専門家等との相談・連携をし対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に相談をし連携して対応する。

④ 重大事態への対応

- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報をいじめを受けた生徒及び保護者に適切に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。必要に応じて、生徒や保護者の心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携して対処する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に相談をし連携して対応する。
- ・ 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査の嫉視及び練馬区・練馬区教育委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について練馬区教育委員会へ報告する。
- ・ 必要に応じ、臨時保護者会を設け可能な範囲の情報の公開と説明を行い、事後の対応について保護者の理解と協力を求める。